

第5問 次の文章A・Bを読み、下の問い（問1～6）に答えよ。（配点 12）

- A 古代ギリシアで活躍した歴史家のヘロドトスとトゥキディデスは、ともに『歴史』という書名で知られる歴史書を著している。秋田さんはこれに興味を持ち、2人の著作を読んで特徴的な文章を引用した。（引用文は原文を一部省略したり、改めたりしたところがある。）

歴史家X 『歴史』より

文章a

「戦争をつうじて実際になされた事績については、（中略）主観的な類推をまじえることもひかえた。私自身が目撃者であった場合にも、また人からの情報に依った場合にも、個々の事件についての検証は、できうかぎりの正確さを期しておこなった。」

文章b

「われらの政体は他国の制度を追従するものではない。ひとの理想を追求のではなく、ひとをしてわが範に習わしめるものである。その名は、少数者の独占を排し多数者の公平を守ることを旨として、**ア**と呼ばれる。」

歴史家Y 『歴史』より

文章c

「私はしかし、それらのことについて、その経過がそのとおりであったのか、あるいはそれと違っていたのか、ということ論ずるつもりはない。私はただ、ギリシア人に対する悪業の口火を切った人物であることを私自身がよく知っている、その人物の名をここに挙げ、つづいて人間の住みなす国々（町々）について、その大小にかかわりなく逐一論述しつつ、話を進めてゆきたいと思う。」

文章d

「本書は（中略）人間界の出来事が時の移ろうとともに忘れ去られ、ギリシア人や①異民族の果たした偉大な驚嘆すべき事績の数々——とりわけて両者がいかなる原因から戦いを交えるに至ったかの事情——も、やがて世の人に知られなくなるのを恐れて、みずから研究調査したところを書き述べたものである。」

- 問1 歴史家Xによる文章aと、歴史家Yによる文章cからは、それぞれの歴史家の歴史叙述の姿勢を読み取ることができる。歴史家Xがヘロドトスとトゥキディデスのどちらであるかについて、そのように推定できる理由とともに述べた文として適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 **31**

- ① 歴史家Xによる文章aの記述からは、自らが見聞きした出来事を、伝承や昔話のように表現しようとする姿勢が読み取れるので、歴史家Xはヘロドトスであると推定できる。
- ② 歴史家Xによる文章aの記述からは、史料を批判的に取り扱い、経過を詳細に記述しようとする姿勢が読み取れるので、歴史家Xはヘロドトスであると推定できる。
- ③ 歴史家Xによる文章aの記述からは、自らが見聞きした出来事を、伝承や昔話のように表現しようとする姿勢が読み取れるので、歴史家Xはトゥキディデスであると推定できる。
- ④ 歴史家Xによる文章aの記述からは、史料を批判的に取り扱い、経過を詳細に記述しようとする姿勢が読み取れるので、歴史家Xはトゥキディデスであると推定できる。

問2 歴史家Xによる文章bは、アテネの政治家によるペロポネソス戦争の戦没者追悼演説の内容を記したものである。この演説を行った政治家の名と、文章中の空欄アに入れる語の組合せとして正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 32

- ① ペリクレス—僭主政治
- ② ペリクレス—民主政治
- ③ ペイシストラトス—僭主政治
- ④ ペイシストラトス—民主政治

問3 下線部①の「異民族」をギリシア人は何と呼んだか。その呼称として適当なものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 33

- ① バルバロイ
- ② ヘレネス
- ③ ペリオイコイ
- ④ コロス

B 次の資料1・2は、中国のある王朝で実施された税制に関するものである。この資料を読んだ石川さんと長野さんは、それぞれの税制について気づいたことを話し合った。(引用文は原文を一部省略したり、改めたりしたところがある。)

資料1

賦役の法は、丁ごとに、毎年の租を粟2石とする。調は、郷土の特産物に従って、綾・絹・緇あやぎぬ・緇あやぎぬならば、いずれか2丈とし、布ならば、五分の一を加える(この場合、2丈5尺になるという)。また綾・絹・緇でおさめる場合には、綿3両をあわせおさめ、布の場合には、麻3斤とする。およそ丁には、歳役20日を課する。役に従わない場合には、1日につき3尺の割で庸をおさめる。事により役を加えられた者は、15日で調を免じ、30日になると租調をともに免ずる。しかし、その場合、正役(歳役の20日)を含めて50日を過ぎることはない。

資料2

炎(楊炎)は、弊害を心配し、(中略)制度を一つにした。およそ百役の費や1銭の斂れん(集め取る)は、まず、その額をはかって人々に賦課(税を割りつけ徴収する)することにし、出費をはかって収入をきめるべきである。また戸は、主(主戸、土着の戸)客(客戸、他所から寄留した戸)の別なく、現在、居住・耕作している地で帳簿に記載する。(中略)居住者の税は、秋・夏の両収穫期に徴収する。習俗に適應しないものは是正する。従来の租・庸・雜徭は、悉ことごとくやめるが、丁額は廃止しない。

石川：イでは、もともと資料1の税制が実施されていたけれど、途中から資料2の税制に変わりましたね。

長野：資料1には「租を粟2石」「綾・絹・緇ならば、いずれか2丈」などと記されていますが、この当時はお金ではなく、食べ物や織物が税として納められていたんですね。納める税の量についても、具体的に数量が示されています。